



# 三重県公報

平成30年12月25日（火）

第 3069 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
<b>規 則</b>			
88	三重県専修学校高等課程修業奨学金の貸与に関する規則の一部を改正する規則	( 私 学 課 )	2
<b>告 示</b>			
796	生活保護法の規定による医療扶助のための医療を担当する機関の指定	( 地 域 福 祉 課 )	3
797	生活保護法の規定による指定医療機関からの名称等の変更の届出	( 同 )	3
798	生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出	( 同 )	3
799	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による医療扶助のための医療を担当する機関の指定	( 同 )	3
800	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関からの名称等の変更の届出	( 同 )	4
801	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出	( 同 )	4
802	林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行細則の規定に基づく木材産業等高度化推進資金の種類、内容及び貸付条件の一部を改正する告示	( 森 林 ・ 林 業 経 営 課 )	4
803	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の新設の届出	( 中 小 企 業 ・ サ ー ビ ス 産 業 振 興 課 )	8
804	大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	( 同 )	9
805	土地収用法の規定による事業の認定	( 公 共 用 地 課 )	10
<b>公 告</b>			
	軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し	( 税 収 確 保 課 )	12
	開発行為に関する工事の完了	( 建 築 開 発 課 )	12

規 則

三重県専修学校高等課程修業奨学金の貸与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成三十年十二月二十五日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県規則第八十八号

三重県専修学校高等課程修業奨学金の貸与に関する規則の一部を改正する規則

三重県専修学校高等課程修業奨学金の貸与に関する規則（平成十四年三重県規則第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(採用の予約)</p> <p>第三条 中学校の第三学年（義務教育学校の第九学年、中等教育学校の前期課程第三学年及び特別支援学校の中学部第三学年を含む。）に在学中の者は、奨学生（修業奨学金を受けて法第百二十五条第一項に規定する専修学校の高等課程（専ら職業に必要な能力を育成することを目的とするものに限る。以下「専修学校高等課程」という。）に在学する者をいう。以下同じ。）になることの予約（以下「採用の予約」という。）を受けすることができる。</p>	<p>(採用の予約)</p> <p>第三条 中学校の第三学年（義務教育学校の第九学年及び中等教育学校の前期課程第三学年を含む。）に在学中の者は、奨学生（修業奨学金を受けて法第百二十五条第一項に規定する専修学校の高等課程（専ら職業に必要な能力を育成することを目的とするものに限る。以下「専修学校高等課程」という。）に在学する者をいう。以下同じ。）になることの予約（以下「採用の予約」という。）を受けすることができる。</p>
<p>(貸与及び採用の予約の申請手続)</p> <p>第五条 修業奨学金の貸与又は採用の予約を受けようとする者は、保護者（修業奨学金の貸与又は採用の予約を受けようとする者が未成年者である場合に限る。）及び連帯保証人の連署した専修学校高等課程修業奨学金申請書（第一号様式）に次に掲げる書類その他知事が必要と認める書類を添えて、知事に申請しなければならない。</p> <p>一 専修学校高等課程又は中学校（義務教育学校、中等教育学校及び特別支援学校を含む。以下同じ。）の在学証明書（第二号様式）</p> <p>二・三 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>(貸与及び採用の予約の申請手続)</p> <p>第五条 修業奨学金の貸与又は採用の予約を受けようとする者は、保護者（修業奨学金の貸与又は採用の予約を受けようとする者が未成年者である場合に限る。）及び連帯保証人の連署した専修学校高等課程修業奨学金申請書（第一号様式）に次に掲げる書類その他知事が必要と認める書類を添えて、知事に申請しなければならない。</p> <p>一 専修学校高等課程又は中学校（義務教育学校及び中等教育学校を含む。以下同じ。）の在学証明書（第二号様式）</p> <p>二・三 （略）</p> <p>2 （略）</p>

第一号様式中「専修校」を「専校」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

## 三重県告示第 796 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、次のとおり医療扶助のための医療を担当させる機関を指定しました。

平成 30 年 12 月 25 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
津みなみ眼科	津市高茶屋小森町 145 番地イオンモール津南 2 階	平成 30 年 12 月 1 日
野々山耳鼻咽喉科	松阪市大黒田町 469-1	平成 30 年 11 月 1 日
ふかつ歯科	四日市市富田 3 丁目 1-1	平成 30 年 11 月 1 日
なかよし調剤薬局久米店	伊賀市久米町大坪 666-4	平成 30 年 11 月 1 日
なかよし調剤薬局阿山店	伊賀市馬場 1122-2	平成 30 年 11 月 1 日
なかよし調剤薬局青山店	伊賀市別府 151	平成 30 年 11 月 1 日
さつき薬局 三重名張店	名張市東町 1911-2 グレイスコート 1 階	平成 30 年 12 月 1 日
なかよし調剤薬局希中央店	名張市希中央 3 番町 6-2	平成 30 年 11 月 1 日
ねむの花訪問ナースステーション	桑名市星見ヶ丘 3 丁目 805	平成 30 年 10 月 1 日
志摩市民病院訪問看護ステーション	志摩市大王町波切 1941 番地 1	平成 30 年 11 月 1 日
訪問看護 和	多気郡明和町大淀 2230-1	平成 30 年 10 月 1 日

## 三重県告示第 797 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から名称等の変更の届出がありました。

平成 30 年 12 月 25 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定医療機関の名称	所在地	変更後の名称等	変更年月日
前田医院	鈴鹿市下大久保町 2669-1	宮本心身クリニック	平成 30 年 1 月 5 日

## 三重県告示第 798 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の廃止の届出がありました。

平成 30 年 12 月 25 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定医療機関の名称	所在地	廃止年月日
因田医院	いなべ市員弁町楚原 781 の 1	平成 30 年 10 月 31 日
生川歯科	四日市市富田三丁目 1 の 1	平成 30 年 10 月 31 日
グリーンばる桑名センター薬局	桑名市北別所字福地 399-8	平成 30 年 10 月 20 日
なかよし調剤薬局 久米店	伊賀市久米町大坪 666-4	平成 30 年 10 月 31 日
なかよし調剤薬局 阿山店	伊賀市馬場 1122 番地の 2	平成 30 年 10 月 31 日
なかよし調剤薬局 青山店	伊賀市別府 151	平成 30 年 10 月 31 日
なかよし調剤薬局 希中央店	名張市希中央 3 番町 6-2	平成 30 年 10 月 31 日

## 三重県告示第 799 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、次のとおり医療扶助のための医療を担当させる機関を指定しました。

平成 30 年 12 月 25 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
津みなみ眼科	津市高茶屋小森町 145 番地イオンモール津南 2 階	平成 30 年 12 月 1 日
野々山耳鼻咽喉科	松阪市大黒田町 469-1	平成 30 年 11 月 1 日
ふかつ歯科	四日市市富田 3 丁目 1-1	平成 30 年 11 月 1 日
なかよし調剤薬局久米店	伊賀市久米町大坪 666-4	平成 30 年 11 月 1 日
なかよし調剤薬局阿山店	伊賀市馬場 1122-2	平成 30 年 11 月 1 日
なかよし調剤薬局青山店	伊賀市別府 151	平成 30 年 11 月 1 日
さつき薬局 三重名張店	名張市東町 1911-2 グレイスコート 1 階	平成 30 年 12 月 1 日
なかよし調剤薬局希中央店	名張市希中央 3 番町 6-2	平成 30 年 11 月 1 日
ねむの花訪問ナースステーション	桑名市星見ヶ丘 3 丁目 805	平成 30 年 10 月 1 日
志摩市民病院訪問看護ステーション	志摩市大王町波切 1941 番地 1	平成 30 年 11 月 1 日
訪問看護 和	多気郡明和町大淀 2230-1	平成 30 年 10 月 1 日

## 三重県告示第 800 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から名称等の変更の届出がありました。

平成 30 年 12 月 25 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定医療機関の名称	所在地	変更後の名称等	変更年月日
前田医院	鈴鹿市下大久保町 2669-1	宮本心身クリニック	平成 30 年 1 月 5 日

## 三重県告示第 801 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の廃止の届出がありました。

平成 30 年 12 月 25 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定医療機関の名称	所在地	廃止年月日
因田医院	いなべ市員弁町楚原 781 の 1	平成 30 年 10 月 31 日
生川歯科	四日市市富田三丁目 1 の 1	平成 30 年 10 月 31 日
グリーンぱる桑名センター薬局	桑名市北別所字福地 399-8	平成 30 年 10 月 20 日
なかよし調剤薬局 久米店	伊賀市久米町大坪 666-4	平成 30 年 10 月 31 日
なかよし調剤薬局 阿山店	伊賀市馬場 1122 番地の 2	平成 30 年 10 月 31 日
なかよし調剤薬局 青山店	伊賀市別府 151	平成 30 年 10 月 31 日
なかよし調剤薬局 希中央店	名張市希中央 3 番町 6-2	平成 30 年 10 月 31 日

## 三重県告示第 802 号

林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行細則の規定に基づく木材産業等高度化推進資金の種類、内容及び貸付条件（平成 8 年三重県告示第 303 号）の一部を次のように改正し、平成 31 年 1 月 15 日から適用します。ただし、同日までに金融機関が貸し付けた木材産業等高度化推進資金に係る利率については、なお従前の例によります。

平成 30 年 12 月 25 日

三重県知事 鈴木 英 敬

表第 1 号の項から第 3 号の項までを次のように改める。

<p>1 事業 経営改 善合理 化資金</p>	<p>(1) 素材生 産等促進 資金</p>	<p>森林組合、中小企業等協同組合等の組合若しくはその連合会、森林所有者（素材生産に係るものに限る。）又は数人共同事業体若しくは単独事業体（数人協同事業体に単独事業体を加えた事業体を含む。以下「数人共同事業体等」という。）が素材生産、素材若しくは木材製品の引取り（木材市場に係る事業体においては、木材市場における卸売取引に係るものに限る。）又は素材若しくは木材製品の加工を行うのに必要な短期又は長期の運転資金で次に掲げるもの</p> <p>ア 素材生産を行うのに必要な資金であって、施業集約化費用、立木購入代金、素材生産を行うための作業現場から最終土場までの素材生産実施費用及び作業委託費</p> <p>イ 素材の引取りを行うのに必要な資金であって、素材の購入代金及び素材の引取りに必要な輸送費</p> <p>ウ 木材製品の引取りを行うのに必要な資金であって、製材等の購入代金及び製材等の引取りに必要な輸送費</p> <p>エ 素材等の加工を行うのに必要な資金であって、作業労賃、電力費、燃料費その他の木材を加工するのに必要な資金</p> <p>なお、エの資金の貸付対象者は、アからウまでのいずれかの資金を借り受けようとする者に限る。</p>	<p>利率（保証なし）</p> <p>短期資金 年 1.60%（4 倍協調資金） 年 1.50%（3 倍協調資金） 年 1.30%（2 倍協調資金）</p> <p>長期資金 （資金の回収期間が 1 年を超えるもの） 年 1.30%（4 倍協調資金） 年 1.20%（3 倍協調資金） 年 1.00%（2 倍協調資金）</p> <p>利率（保証付き（債務保証（100%機関保証）を利用する場合に適用））</p> <p>短期資金 年 1.20%（4 倍協調資金） 年 1.10%（3 倍協調資金） 年 0.90%（2 倍協調資金）</p> <p>長期資金 （資金の回収期間が 1 年を超えるもの） 年 0.90%（4 倍協調資金） 年 0.80%（3 倍協調資金） 年 0.60%（2 倍協調資金）</p> <p>償還期限 短期資金 1 年以内 長期資金 5 年以内 （据置期間 1 年以内を含む。）</p> <p>貸付限度額 1 億円 特別貸付限度額 （知事が林野庁長官の承認を得た場合に限る。）</p> <p>(1) 素材生産に係る資金にあつては、素材の年平均生産量が 1 万立方メートル以上の者の事業に要する資金に係るもの 2 億円</p> <p>(2) 素材の引取りに係る資金にあつては、素材の年平均引取量が 1 万 5 千立方メートル以上の者の事業に要する資金に係るもの 2 億円</p> <p>(3) 製品の引取りに係る資金にあつては、木材製品の年平均引取量が 2 万立方メートル以上の者の事業に要する資金に係るもの 2 億円</p> <p>(4) 素材の引取りに係る資金にあつては、素材の年平均引取量が 3 万立方メートル以上の者の事業に要する資金に係るもの 4 億円</p> <p>(5) 製品の引取りに係る資金にあつては、木材製品の年平均引取量が 4 万立方メートル以上の者の事業に要する資金に係るもの 4 億円</p> <p>(6) 素材及び製品の引取りに係る資金にあつては、素材及び木材の年平均引取量 5 万立方メートル以上の者の事業に要する資金に係るもの 5 億円</p>
	<p>(2) 新規需 要創出資 金</p>	<p>1 木材の製造に係る事業体であつて 2 に掲げる木材の新規需要の創出に資する木材製品の生産を行う者が、当該製品の原材料となる素材若しくは木材製品の引取り又は素材若しくは木材製品の加工を行うのに必要な短期又は長期の運転資金で次に掲げるものとする。</p> <p>ア 素材の引取りを行うのに必要な資金であつて、素材の購入代金（前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。）及び素材の引取りに必要な輸送費</p> <p>イ 木材製品の引取りを行うのに必要な資金であつて、製材等の購入代金（前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。）及び製材等の引取りに必要な輸送費</p> <p>ウ 素材等の加工を行うのに必要な資金であつて、作業労賃、電力費、燃料費その他の木材を加工するのに必要な資金（素</p>	<p>利率（保証なし）</p> <p>短期資金 年 1.30% 長期資金 年 1.00% （資金の回収期間が 1 年を超えるもの）</p> <p>利率（保証付き（債務保証（100%機関保証）を利用する場合に適用））</p> <p>短期資金 年 0.90% 長期資金 年 0.60% （資金の回収期間が 1 年を超えるもの）</p> <p>償還期限 短期資金 1 年以内 長期資金 5 年以内 （据置期間 1 年以内を含む。）</p> <p>貸付限度額 1 億円</p>

		<p>材又は製材等の購入代金及び販売・管理費を除く。)</p> <p>2 本資金の貸付対象となる木材の新規需要の創出に資する木材製品とは、次に掲げるものであって、非住宅分野における木材需要の開拓、国産材の利用が低位な部材における国産材利用の拡大又は木質バイオマス利用の拡大に資すると認められるものとする。</p> <p>ア 製材 イ 合板 ウ 集成材 エ 単板積層材 オ 防腐、防虫、耐火処理材 カ 直交集成板 キ 木質チップ、ペレット ク その他林野庁長官が承認した製品</p>	
<p>2 構造改善合理化資金</p>	<p>(1) 木材高度加工資金</p>	<p>1 次に掲げる木材の製造に係る事業者が木材の加工を行うのに必要な短期又は長期の運転資金で、作業労賃、電力費、燃料費その他の木材を加工するのに必要な資金並びに原材料となる素材の購入代金（前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。）及び素材の引取りに必要な輸送費（JAS無垢材に係るものに限る。）とする。</p> <p>ア 次の施設又は設備を導入している木材の加工を行う事業者であって、素材又は木材製品の年間取扱量がおおむね 3,000 立方メートル以上のもの</p> <p>(ア) 集成材製造施設 (イ) 人工乾燥施設 (ウ) 薬剤処理施設 (エ) プレカット加工施設 (オ) 廃木材破砕・再生処理施設 (カ) 製材用省力化設備 (キ) 合板用省力化設備 (ク) 木製組立材料製造用省力化設備 (ケ) 合板用原材料として広葉樹から針葉樹への原料転換を図るための機械設備</p> <p>イ 合併等により新たに設立された素材等の加工を行う事業者であって、素材又は木材製品の年間取扱量がおおむね 5,000 立方メートル以上のもの</p> <p>ウ 木材 JAS 製品、乾燥材等の高度加工を行うもの</p> <p>2 長期かつ安定的な供給・引取りに関する契約、協定等に基づき 1 の資金を借り受けようとする者に原材料となる素材若しくは木材製品の供給を行うのに必要な短期又は長期の運転資金で、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 素材生産を行うのに必要な資金であって、立木購入代金（前渡金、予約金等を含む。）、素材生産を行うための作業現場から最終土場までの素材生産実施費用（作業道の開設又は改良に必要な費用を含む。）及び輸送費</p> <p>イ 素材又は木材製品の引取り及び素材若しくは木材製品の加工を行うのに必要な資金であって、素材若しくは木材製品の購入代金（前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。）、素材の引取りに必要な輸送費及び素材等の加工を行うのに必要な作業労賃、電力費、燃料費その他の素材等を加工するのに必要な資金</p> <p>ウ 貸付対象者は、契約、協定等に基づき素材若しくは木材製品を引取り、その加工を行うのに必要となる資金又は当該素材若しくは木材製品の供給を行うのに必</p>	<p>利率（保証なし） 短期資金 年 1.30% 長期資金 年 1.00% （資金の回収期間が 1 年を超えるもの） 利率（保証付き（債務保証（100%機関保証）を利用する場合に適用）） 短期資金 年 0.90% 長期資金 年 0.60% （資金の回収期間が 1 年を超えるもの） 償還期限 短期資金 1 年以内 長期資金 5 年以内 （据置期間 1 年以内を含む。） 貸付限度額 1 億円 特別貸付限度額 （知事が林野庁長官の承認を得た場合に限る。） JAS 無垢材の製造を行う者の事業に要する資金に係るもの 2 億円</p>

		<p>要な資金を借り受けようとする者とする。</p>	
	(2) 原木確保協定促進資金	<p>1 木材の製造に係る事業者が原木を安定的に確保するため、立木又は素材の計画的な引取り及び素材若しくは木材製品の加工を行うのに必要な短期又は長期の運転資金で、立木又は素材の購入代金（前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。）、立木又は素材の引取りに必要な輸送費及び素材等の加工を行うのに必要な作業労賃、電力費、燃料費その他の素材等の加工を行うのに必要な資金（販売・管理費を除く。）</p> <p>2 木材の卸売又は木材市場に係る事業者が原木を安定的に確保するため、立木又は素材の計画的な引取りを行うのに必要な短期又は長期の運転資金で、立木又は素材の購入代金（前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。）及び立木又は素材の引取りに必要な輸送費</p>	<p>利率（保証なし）</p> <p>短期資金 年 1.50%（3 倍協調資金） 年 1.30%（2 倍協調資金）</p> <p>長期資金 （資金の回収期間が 1 年を超えるもの） 年 1.20%（3 倍協調資金） 年 1.00%（2 倍協調資金）</p> <p>利率（保証付き（債務保証（100%機関保証））を利用する場合に適用）</p> <p>短期資金 年 1.10%（3 倍協調資金） 年 0.90%（2 倍協調資金）</p> <p>長期資金 （資金の回収期間が 1 年を超えるもの） 年 0.80%（3 倍協調資金） 年 0.60%（2 倍協調資金）</p> <p>償還期限 短期資金 1 年以内 長期資金 5 年以内 （据置期間 1 年以内を含む。）</p> <p>貸付限度額 3 億円（林野庁長官が 4 億円を超えない範囲で承認した場合は、その承認額）</p>
3 林業経営改善資金	(1) 林業経営高度化推進資金	<p>1 林業を営む者が行う造林に必要な短期又は長期の運転資金で、作業労賃、苗木代、燃料費、機械・施設の使用料及び作業委託費</p> <p>2 効率的かつ安定的な林業経営を担い得る林業事業者又は知事が認定した中核組合が素材生産を請負わせるのに必要な短期又は長期の運転資金で、素材生産に係る請負契約に基づく前渡金及び中間払い金並びに当該請負契約を行うために必要となる作業労賃</p>	<p>利率（保証なし）</p> <p>短期資金 年 1.60% 長期資金 年 1.30% （資金の回収期間が 1 年を超えるもの）</p> <p>利率（保証付き（債務保証（100%機関保証））を利用する場合に適用）</p> <p>短期資金 年 1.20% 長期資金 年 0.90% （資金の回収期間が 1 年を超えるもの）</p> <p>償還期限 短期資金 1 年以内 長期資金 5 年以内 （据置期間 1 年以内を含む。）</p> <p>貸付限度額 5 千万円 特別貸付限度額 造林の年間施業面積 500ha 以上 1 億 5 千万円</p>
	(2) 伐採・造林一貫作業推進資金	<p>森林所有者、森林組合、森林組合連合会又は素材生産業を営む者若しくはその組織する団体が素材生産及び造林を一貫的に行うのに必要な短期又は長期の運転資金で次に掲げるものとする。</p> <p>ア 素材生産を行うのに必要な資金であって、立木購入代金（前渡金、予約金等を含む。）及び素材生産を行うための作業現場から最終土場までの素材生産実施費用（作業道の開設又は改良に必要な費用を含む。）</p> <p>イ 造林を行うのに必要な資金であって、作業労賃、苗木代、燃料費、機械・施設の使用料及び作業委託費</p>	<p>利率（保証なし）</p> <p>短期資金 年 1.50%（3 倍協調資金） 年 1.30%（2 倍協調資金）</p> <p>長期資金 （資金の回収期間が 1 年を超えるもの） 年 1.20%（3 倍協調資金） 年 1.00%（2 倍協調資金）</p> <p>利率（保証付き（債務保証（100%機関保証））を利用する場合に適用）</p> <p>短期資金 年 1.10%（3 倍協調資金） 年 0.90%（2 倍協調資金）</p> <p>長期資金 （資金の回収期間が 1 年を超えるもの） 年 0.80%（3 倍協調資金） 年 0.60%（2 倍協調資金）</p> <p>償還期限 短期資金 1 年以内 長期資金 5 年以内 （据置期間 1 年以内を含む。）</p> <p>貸付限度額 1 億円 特別貸付限度額 （知事が林野庁長官の承認を得た場合に限る。） 素材の年平均生産量が 1 万立方メートル以上の者の事業に要する資金に係るもの 2 億円</p>

三重県告示第 803 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 5 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から新設の届出がなされたので、同条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

平成 30 年 12 月 25 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）西濃パーク名張

名張市蔵持町芝出 1301 番ほか 31 筆、名張市蔵持町原出 1791 番 1 ほか 8 筆

2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
西濃建設株式会社	岐阜県揖斐郡揖斐川町上ミ野 128 番地	笹田 哲夫

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社あかのれん	愛知県名古屋市中区内田橋一丁目 3 番 19 号	伊藤 亨司
株式会社西松屋チェーン	兵庫県姫路市飾東町庄 266 番地の 1	大村 禎史
未定	—	—

3 大規模小売店舗の新設をする日

平成 31 年 7 月 29 日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

3,609 m<sup>2</sup>

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数及び位置

駐車場	収容台数	位 置
駐車場	171 台	縦覧による
合 計	171 台	

(2) 駐輪場の収容台数及び位置

駐輪場	収容台数	位 置
駐輪場 1	54 台	縦覧による
駐輪場 2	70 台	縦覧による
合 計	124 台	

(3) 荷さばき施設の面積及び位置

荷さばき施設	面 積	位 置
荷さばき施設 1	30.0 m <sup>2</sup>	縦覧による
荷さばき施設 2	27.4 m <sup>2</sup>	縦覧による
荷さばき施設 3	30.0 m <sup>2</sup>	縦覧による
合 計	87.4 m <sup>2</sup>	

(4) 廃棄物等の保管施設の容量及び位置



廃棄物保管施設	容 量	位 置
廃棄物保管施設 1	6.0 m <sup>3</sup>	縦覧による
廃棄物保管施設 2	6.0 m <sup>3</sup>	縦覧による
廃棄物保管施設 3	12.0 m <sup>3</sup>	縦覧による
合 計	24.0 m <sup>3</sup>	

## 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

## (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

名 称	開店時刻	閉店時刻
株式会社あかのれん	午前 9 時	午後 9 時
株式会社西松屋チェーン		
未定		

## (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

	駐車可能時間帯
駐車場	午前 8 時 30 分から午後 9 時 30 分まで

## (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数	位 置
1 箇所	縦覧による

## (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

	荷さばき可能時間帯
荷さばき施設 1	午前 6 時から午後 10 時まで
荷さばき施設 2	
荷さばき施設 3	

## 7 届出の日

平成 30 年 11 月 28 日

## 8 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

## 9 届出等の縦覧の期間及び時間

平成 30 年 12 月 25 日から平成 31 年 4 月 25 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

**三重県告示第 804 号**

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出（大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更）に対して同法第 8 条第 1 項の規定により伊賀市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

平成 30 年 12 月 25 日

三重県知事 鈴木 英 敬

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

エコーブ青山店

伊賀市阿保 464 番ほか

## 2 伊賀市から聴取した意見

意見なし

## 3 意見の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

## 4 意見の縦覧の期間及び時間

平成 30 年 12 月 25 日から平成 31 年 1 月 25 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

## 三重県告示第 805 号

土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号。以下「法」という。）第 20 条の規定に基づき事業の認定を行いましたので、法第 26 条第 1 項の規定に基づき次のとおり告示します。

平成 30 年 12 月 25 日

三重県知事 鈴木 英 敬

## 1 起業者の名称

鈴鹿市

## 2 事業の種類

天名地区公共施設一体整備事業並びにこれに伴う附帯工事及び道路（市道・県道）改築工事

## 3 起業地

## (1) 収用の部分

三重県鈴鹿市御菌町字郷堂地内

## (2) 使用の部分

なし

## 4 事業の認定をした理由

## (1) 法第 20 条第 1 号の要件への適合性について

天名地区公共施設一体整備事業は、法第 3 条第 19 号「市町村が消防法（昭和 23 年法律 186 号）によって設置する消防の用に供する施設」、同条第 22 号「社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）による公民館」、同条第 23 号「社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）による社会福祉事業の用に供する施設」、同条第 31 号「地方公共団体が設置する庁舎、その他直接その事務又は事業の用に供する施設」に該当する。

また、附帯工事は、同条第 35 号「事業のために欠くことのできない水路、池井、その他の施設」に該当する。

なお、関連事業である道路改築工事は、同条第 1 号「道路法（昭和 27 年法律第 180 号）による道路」に該当する。

したがって、本件事業は、法第 20 条第 1 号の要件を充足すると判断される。

## (2) 法第 20 条第 2 号の要件への適合性について

起業者である鈴鹿市は、「天名地区公共施設一体整備事業基本計画」に基づき本件事業を計画しており、また、本件事業に必要な財源措置を講じていることから、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有していると認められる。

したがって、本件事業は、法第 20 条第 2 号の要件を充足すると判断される。

## (3) 法第 20 条第 3 号の要件への適合性について

## ア 得られる公共の利益

天名公民館と天名地区市民センターは、建物の老朽化とそれに伴う耐震性の低下が進み、周辺には狭隘な道路が多いため利用者の安全が確保できないこと、大規模な行事の際には駐車場が不足することから新築移転するものである。これにより、建物の危険性が解消し、利用者の安全が確保されるとともに、多くの利用者が来訪する際には、複合施設として併せて整備する子育て支援センターの駐車場を調整して利用することが可能となり、利用者の利便性が向上し、生涯学習や地域づくりの進展が期待できる。

また、子育て支援センターりんりんは、施設面積と駐車場が不足し、園庭が不整形に二分されているため遊具利用の安全を確保しにくいこと、工業団地内にあるため周辺に大型車両が溢れて渋滞するなどアクセスしづらいこと、隣接する鈴鹿市の可燃物処理施設の受付機能向上のために転用される計画となっていることから新築移転するものである。これにより、継続的な子育てサービスの提供とさらなる利用者の受入れが可能となり、園庭での遊具利用の安全が確保され、可燃物処理施設の受付機能も向上し、さらに複合施設として整備する天名公民館の利用者との施設間交流の促進及び災害時には災害対策本部の支部が併設された避難所としても活用が期待できる。

なお、天名地区を含む市南部地域には南東部に南消防署しか消防署がなく、緊急車両の到達時間が市平均を超えていること、南消防署は南海トラフ地震の津波浸水予測区域にあるため、万一に備えたバックアップ体制が必要となっていることから、新たに消防分署を整備するものである。消防団の分団車庫は、建物の劣化が進むとともに、周辺に狭隘な道路が多く、災害時における建物倒壊等により安全に参集できないおそれがあること、消防団の訓練地は、操法訓練のための十分なスペースが確保されていないこと、場

外離着陸場は、近隣の場外離着陸場は利用が制限される場合があり、防災航空隊とドクターヘリの受入れのため場外離着陸場に消防機関が到着するのに時間を要することから新たに整備するものである。これにより、市南部地域において迅速な救助活動と消防活動、津波発生時の南消防署のバックアップ体制が構築でき、また、消防団の安全な参集及び十分な訓練が可能となり、さらに消防分署と消防団との連携が強化され、地域の安全、安心が向上するものと期待できる。

本件事業は、天名地区公共施設一体整備基本計画に基づき、これら施設を個々に建設するのではなく、新たに形成される道路ネットワークを活かした位置に一体的に整備することにより、利用者の利便性と安全性の向上と防災機能の充実を図り、高齢者と子育て世代を含めた多様な利用者及び地域住民等の交流を創出してコミュニティ活動の拠点、地域の防災拠点として機能することを目的としている。

さらに、附帯事業として、公園は、屋外での活動の場としてだけでなく、周辺火災に備えて地下式の耐震性防火水槽を設置し、災害時に避難者を受け入れるための避難地として機能するよう整備し、調整池は、大雨時に下流の洪水危険性を抑えるため整備する。関連事業として、機能維持のため必要な道路の改築工事を実施する。

これらのことから、当該事業を施行することにより得られる公共の利益は大きいと認められる。

#### イ 失われる利益

本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）及び三重県環境影響評価条例（平成10年三重県条例第49号）に基づく対象事業に該当しない。また、本件事業の起業地内には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）により保護するために特別の措置を講ずべき文化財は見受けられない。なお、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）により保護するために特別の措置を講ずべき動植物として3種の存在が確認されているが、自然観察園（ビオトープ）に移植することなどで種の保全が図られるようにすることとしている。

さらに、消防車等の緊急車両の出動拠点が新設されることになるが、集落側とは反対方向に車庫の出入口を設けることなどでサイレンの音が直接住民に向かないよう配慮するとともに、場外離着陸場にヘリコプターが離着陸する際の音と風圧についても消防施設を防壁代わりとすることで周辺住家への影響を抑えるものとしている。

これらのことから、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

#### ウ 事業の合理性

本件事業の起業地は、利用者の利便性、災害時の避難所及び災害対策本部の支部としての機能、防災拠点として活用の可否を考慮し、また、緊急車両の現場到着の所要時間が最も少なく、災害被害予測が軽微で道路事情が良好であることとしている。そのため、天名地区の主要な住宅地から近距離に位置し、広幅員道路へのアクセスが良好で、浸水想定区域に存せず、津波ハザードマップにおける避難目標ラインを越え、周辺農地の耕作への影響が軽微であることなどを条件に選定された3つの候補地から、総合的に比較検討を行った結果、最も合理的な案を採用したものであると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量した結果、得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められ、本件の事業計画は土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものであると認められる。したがって、本件事業は、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

#### (4) 法第20条第4号の要件への適合性について

##### ア 事業を早期に施行する必要性

天名公民館と天名地区市民センターは、建物の老朽化と耐震性の低下及び来訪者の安全が確保されていないこと、子育て支援センターりんりんは、施設面積と駐車場が不足し、遊具利用の安全が確保されておらず、隣接する可燃物処理施設の大規模改修に伴い移転を余儀なくされていること、消防分署は、直近の南消防署が南海トラフ地震の津波浸水予測区域にあるため万一に備えたバックアップ体制が必要なことなどから天名地区への消防分署の新設が急務となっていること、分団車庫は、建物の劣化と周辺に狭隘な道路が多いため安全な参集ができないおそれがあること、訓練地は、十分なスペースを確保できない上に利用時間が制限されていること、場外離着陸場は、激甚災害時等には近隣の場外離着陸場を利用できないおそれもあり、また、防災航空隊とドクターヘリの受入れに際して、消防機関の着陸地への到着に時間を要しているため、緊急時の対応に遅れが生じていることから整備するものである。

以上により、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

##### イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、公民館、市民センター、子育て支援センター、消防分署、消防団の分団車庫と訓練地、場外離着陸場、園庭、駐車場、緑地、通路、土のう置き場、公園、調整池、道路等について各種基準により算出された必要な面積に基づいており、本件事業計画に必要な範囲であると判断される。また、一時的な利用に供されるものはなく、全て恒久的に本件事業の用に供されることから、収用の手段を講じることは合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業は土地を収用する公益上の必要があるものであると認められる。したがって、本件事業は、法第 20 条第 4 号の要件を充足すると判断される。

## (5) 結論

(1)から(4)までで述べたように、本件事業は法第 20 条各号の全ての要件を充足するものと判断される。

以上により、起業者から申請のあった本件事業について、法第 20 条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

5 法第 26 条の 2 第 2 項の規定による図面の縦覧場所  
鈴鹿市役所環境部開発整備課

公 告
-----

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 144 条の 9 第 3 項の規定に基づき、次の者について軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消しました。

平成 30 年 12 月 25 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 氏名又は名称  
日東石油株式会社
- 2 主たる事務所又は事業所の所在地  
鈴鹿市中富田町 637
- 3 指定の取消しの年月日  
平成 30 年 11 月 30 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

平成 30 年 12 月 25 日

三重県知事 鈴木 英 敬

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
平成 30 年 12 月 3 日	員弁郡東員町大字鳥取字西野 235-1	いなべ市員弁町楚原 868-6 ゼンパーク I 301 号 高 木 智 紀
平成 30 年 12 月 7 日	員弁郡東員町大字中上字柳ヶ坪 443-2	員弁郡東員町大字中上 242 板 谷 良 美
平成 30 年 12 月 10 日	員弁郡東員町大字筑紫字屋敷田 577-4 の一部ほか 3 筆	いなべ市大安町石樽東 1852-1 レガール北野 C101 山 口 重 俊
平成 30 年 12 月 10 日	松阪市上川町字穴橋 2083-2 の一部ほか 5 筆	松阪市上川町 2500-15 株式会社ミエフソー 代表取締役 桑 原 武 郎
平成 30 年 12 月 12 日	伊勢市一之木 5 丁目 651-1 ほか 10 筆 【第 3 工区】	伊勢市岩淵 1 丁目 7-29 伊勢市 伊勢市長 鈴 木 健 一
平成 30 年 12 月 12 日	松阪市高町字上池田 68-7 ほか 24 筆ほか	松阪市湊町 236 株式会社富士土地 代表取締役 林 弘 高

平成30年 12月12日	亀山市みずほ台 1-39 ほか 2 筆	鈴鹿市白子町 1980 株式会社優木ハウジング 代表取締役 樋口 雅洋 鈴鹿市磯山 2 丁目 16-20 株式会社第一開発 代表取締役 小牧 智之
平成30年 12月12日	三重郡川越町大字当新田字中通 430-1	四日市市芝田 1 丁目 1-13 株式会社不動産流通サービス 代表取締役 霜 和重
平成30年 12月14日	松阪市小黒田町字中造 607-1 ほか 1 筆ほか	松阪市久保町ツツジ谷 1925 村田建設株式会社 代表取締役 村田 和也
平成30年 12月14日	三重郡菰野町大字池底字宮城 1-26	三重郡菰野町大字池底 1-5 西澤 愛理 西澤 一起

---

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地  
三重県総務部法務・文書課  
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>

---